

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第8回）

日時：令和4年1月18日（火）午後1時30分～

形式：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
 - (1) 国立印刷局王子工場整備事業
 - (2) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）
 - (3) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）
 - (4) (仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）

- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
羽田空港アクセス線（仮称）整備事業【1回目】

- 3 その他

【審議資料】

資料1 「国立印刷局王子工場整備事業」

資料1-1 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

資料1-2 「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」

資料2-1 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

資料2-2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」に係る環境影響評価書案について（案）

資料3 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」

資料3-1 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

資料3-2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」に係る環境影響評価書案について（案）

資料4 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」

資料4-1 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

資料4-2 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」に係る環境影響評価書案について（案）

資料5 「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長等の意見

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
池邊委員
池本委員
日下委員
小林委員
廣江委員
水本委員
宗方委員
保高委員
渡邊委員

(11名)

木村政策調整担当部長
宮田アセスメント担当課長
下間アセスメント担当課長

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案 部会審議
 質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|------|----|--|--|-----------------|
| 大気汚染 | 1 | 粉じんについての見解では、粉じん対策として防じんパネルと散水による飛散抑制としており、効果的に防じんパネルを設置してもらいたい。 | 保全の予測に当たっての措置として、考慮しながら工事を行う。どの程度効果があるか確認は難しいが、苦情が出ないような方法を考えたい。 | 12/17 部会にて回答 |
| | | 現時点でパネルの規模などは未定だが、苦情が来たら対応するということでした。 | 【回答補足】 パネル等の設置は苦情後の対応ではなく、当初より計画しております。 | |
| | 2 | 建設機械による二酸化窒素の寄与率が若干高いので、こちらについてもしっかり対応していただきたい。 | ご意見を参考とさせていただきます。 | |
| | | 第2期工事で寄与率が37%あり、環境基準は下回っているがゾーン内でもあることから、下回っているから大丈夫ということではなく、しっかりやっていただきたい。 | | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|--|---|--|
| 騒音・振動 | 1 | <p>建設工事について、計画地は、隣接する中高層建物があまりに多いので、地上1.2mの評価から十分な対策が行われていると言い切れない。3mの仮囲いを超える音が最大でどれくらいあるかを予測していただきたい。</p> | <p>次回の審議会にて報告する。</p> <p>【回答補足】 地上1.2mでの予測と同様に、建設機械は全て同時稼働し、解体建物外周の防音パネル等を考慮しない設定で予測した地上3mでの最大値は、1期解体工事76dB、1期建設工事(外構工事)81dB、2期解体工事88dBとなる。参考として環境確保条例の勧告基準(建設工事中80dB、解体工事中85dB)と比較すると、条件によっては基準を上回る時期があると予測する。</p> <p>予測条件を変更した場合、1期建設工事(外構工事)について、稼働予定の建設機械7台のうち同時稼働を5台とした場合、80dBとなる。2期解体工事で、最大値出現地点に近接する解体建物外周の防音パネルを考慮した場合、84dBとなる。</p> <p>この結果を認識し、実際の工事では、大きな音を発生させないよう丁寧な作業に努めるとともに、評価書案で環境保全のための措置として記載したとおり、解体建物の外周には防音パネル等を設置し、建設機械が集中稼働しないよう計画的かつ効率的な工事工程を検討するとともに、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、同時稼働させる建設機械の調整等を検討していく。また、近隣の皆様にご理解いただけるよう、騒音の発生しやすい時期には事前に周知を図るとともに、相談受付窓口を明確にし、誠意をもって真摯に対応するよう努める。</p> | <p>11/24 次回部会にて回答</p> <p>総括審議事項へ</p> |
| | | <p>常にどういう音の影響があるかということを理解しつつ、住民の意見や苦情、コメントに対して真摯に対応していただきたい。</p> | | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----------------------------|----|--|---|--------------------------|
| 騒音・振動 | | 前回の質問に対する回答で、中高層の建物に対して仮囲いが十分機能しない場合があり、勧告基準を超える時があり得ることが明らかとなった。長期にわたる工事の影響が住民に影響を与えないよう、十分な意思疎通を取りながら、工事を行っていただきたい。 | | 12/17部会にてコメント |
| | | 確認として、防音パネルによる効果が4dBにとどまる理由について、パネル高さなども含めて補足願いたい。 | 防音パネルは、解体建物がおおよそ9mあり、同じ高さで設置するとの想定で予測した。4dBにとどまる理由としては、パネルの位置のほか、予測は最大値出現地点直近にある解体建物のパネルを設定し、それ以外の建物は、防音パネルを予測条件としては入れずに計算している。 | 12/17部会にて回答 |
| | 2 | <p>評価書案では、日曜日に工事は行わないと書いてあるが、土曜日は行うということか。</p> <p>工事工程なども勘案しなければならないと思うが、土曜日が休みの方も多いため、曜日についても配慮していただきたい。</p> | 現時点で、土曜日でも場合により作業をする計画であるが、施工業者との契約後に決定となる。 | 12/17部会にて回答 |
| 土壌汚染 | 1 | 土壌汚染に対しては、基本的には都の環境確保条例及び土壌汚染対策法に則って適切にやっただければと思うが、特に油系のもので予想外の土壌が出るがあるので、条例対象外のものに対しても適切に対応願いたい。 | | 12/17部会にてコメント 総括審議事項へ |
| 土壌汚染 ・ 地盤 ・ 水循環 | 1 | 地下躯体の一部残置の目的について、審議会総会での地下躯体解体による騒音・振動の発生抑制という回答のほか、評価書案には、強度と止水性に優れた山留壁として利用する記載がされているが、地下構造物はおそらく建築から時間が経過していると思われるため、強度と止水性についての優れているとの記載は一般論であるか、事前に調査、確認などによるものなのか知りたい。 | 残置する地下の躯体は加工棟の地下躯体部で強固なものとなっており、強度と止水効果は期待できるといって残している。また、解体する場合大きな振動等が起きるため、そこも含め残していく考えになる。 | 11/24部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|---------------------|----|--|--|--------------------------------|
| 土壌汚染 ・ 地盤・水循環 | | 残置する地下躯体に汚染拡散防止の機能を期待するのであれば、残置する場所や遮水性についてより丁寧な説明やより慎重な評価が必要となる。 | 残置する地下躯体による地下水汚染の拡散防止機能は期待していない。なお、汚染されている個所は地下躯体の下の部分であり、汚染拡散防止の方法については、どのようなやり方があるか検討中である。 | 11/24 部会にて回答 |
| | 2 | 見解書では、地下水の汚染についてモニタリングを行うとの記載があるが、評価書案では記載がない。何らかの計画があれば教えてもらいたい。 | 条例に基づく拡散防止計画として行うかは未定であることから、事後調査で任意調査として盛り込むことを考えている。土壌汚染状況調査が完了していない状況のため、現時点で設置個所、本数など具体的な設定は未定だが、地下水汚染の下流域に観測井戸を設けてモニタリングを行う予定である。 | 11/24 部会にて回答 |
| 日影・景観 | 1 | 北側に隣接する集合住宅で日陰が多くなるということで、引続き住民の方々に説明を行っていただきたい。また、日陰が増える分、景観という意味で植栽なども考え、好ましい景観を全体として構築できるよう配慮いただきたい。 | | 12/17 部会にてコメント |
| 廃棄物 | 1 | 建設汚泥と建設発生土に関して、汚染土壌の可能性から再資源化の定量的な検討はされていないが、発生量全てに対して全く検討していないのか。例えば、範囲、面積、深さ方向から、汚染物とそうではない部分とを分けて予測・評価ができるのではないかな。できるのであれば予測・評価すべきと思うが、見解を聞きたい。 | 土壌汚染については現在調査中で、どれだけの量が汚染土になるかまだ不確定な状態であり、完全に分離した評価はまだ行われていないところである。深さ方向について全ての調査が終わっていないため、汚染土と汚染土以外で量を出すということは難しい状況である。 | 11/24 部会にて回答 総括審議事項へ |
| | | 汚染土と汚染土以外の量について、評価書になる時までに明らかになるか。 | 1期工事範囲における土壌汚染調査については、3回に分けて届出する予定で、1回目は提出済みで、形質変更時要届出区域の指定が確定している。2回目及び3回目について今調査中で、結果については評価書提出時には間に合わないと思われる。 | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|----|--|---|-------------------|
| 廃棄物 | | それでは、事後調査などでの対応になるので、そちらのほうで分かりやすくまとめていただきたい。 | | 11/24 部会にてコメント |
| | 2 | 譲渡予定地の解体や地下構造物などは評価書ではどのような扱いになっているか。 | 建物の基礎まで解体して更地にし、北区に譲渡する計画である。予測には地下解体の部分も含めて予測している。 | 11/24 部会にて回答 |
| | | 数量的にもすべて見込んでいるという理解でよいか。 | 地下部分も含め予測している。 | |
| 温室効果ガス | 1 | 現状と比較した削減量が2.95%という小さい値であるが、太陽光発電を設置するという事なので、太陽光発電での利用部分と買電の割合を、計画の時点でも示していただきたい。 | <p>国立印刷局としては、国の方針に伴い温室効果ガス削減を進めており、事業単体ではなく、印刷局全体での削減方針を定めている。</p> <p>削減率については、本計画が新たな事業を起こすものではなく、建物だけが新しくなるということから大幅な削減とはなっていない。また、太陽光発電については、本事業では計画していないが、既に王子工場では太陽光発電が設置されており、買電部分と太陽光発電部分の割合は出せると思う。</p> <p>【回答補足】 評価書案で示している平成 29 年度～平成 31（令和元）年度の3か年度平均値で、太陽光発電量割合は、約 0.6%（買電量約 5,123 千 kWh/年、太陽光発電量約 31 千 kWh/年）である。</p> | 11/24 次回部会にて回答 |
| | | 「太陽光発電は本事業では計画していない」としているが、既存の太陽光発電設備はそのまま使うのか。 | 今回残置する建物に太陽光パネルが設置されており、そのまま継続使用する。 | 12/17 部会にて回答 |
| | | 確認だが、新しい建物に太陽光発電を加えるという計画はないということでしょうか。また、これから計画に盛り込むことは可能か。 | 計画段階で太陽光パネルを設置する計画が無く、既に設計の終了段階に入っており追加することは難しい。 | |
| | | 例えば、再エネを中心とした供給先から買電すれば削減率の上積みができると思うが、どのように考えているのか。 | 【回答補足】 現状で買電事業者の決定は、環境配慮契約法に基づき、国から示されている契約基準に則り点数付けをし、裾切り後の入札方式で行っている。 | 11/24 次回部会にて回答 |

| | | | | |
|--------|---|---|---|------------------------------|
| 温室効果ガス | 2 | <p>印刷局全体として削減に努めるということであれば、全体の方針の説明と、事業単体での削減率が約2.95%にとどまっていることが正当化される理由について説明いただきたい。</p> | <p>【回答補足】 国立印刷局は、令和2年度の温室効果ガス排出量の削減目標を24%以上削減（基準年度：平成17年度）として取り組み、目標を達成しており、今年度の目標設定は昨年度と同様の目標で取り組んでいる。 王子工場は、環境確保条例で定められている地球温暖化対策計画書を作成し取り組み、平成27年度から令和元年度での平均削減義務率15%以上の削減を達成している。今年度は、令和2年度から令和6年度の平均削減義務率25%以上の達成に向けて取り組んでいる。 今後も温室効果ガス排出削減について、目標達成に向けて継続的な取り組みの実施に努めていく。</p> | 11/24 次回部会にて回答 総括審議事項へ |
| | | <p>現行の削減率25%に加えさらに3%程度の削減が確保できると考えてよいか。また、平均削減率25%以上の基準年は平成17年か。</p> | <p>3%の削減は、削減目標の中の施策の一部として、第3期目の目標値である25%の中に入っている。ただし、建物の完成が第4期目になる頃ではないかと考えており、25%ではなく、別の目標値になると思われる。 基準年は地球温暖化対策計画書での目標年度であり、平成17年度ではない。 【回答補足】 地球温暖化対策計画書では、基準排出量を算定し、その基準排出量から削減義務率分の削減が求め</p> | 12/17 部会にて回答 |

| | | | |
|--------|--|--|--|
| 温室効果ガス | | | られています。なお、基準排出量は、2002年度から2004年度（平成14年度から平成16年度）の実績排出量の平均値を基に算定しています。 |
| | 4期目の目標の中に入るという理解でよいか。 | | 第4期目の削減目標の活動の中に入ってくる。 |
| | <p>これまで示された内容は、建物を新しくしても、例えばエネルギー効率がそこまで上がるわけではないので、大幅な削減が出来るわけではないということだと思いが、要望として、今回建物を新しくすることでの削減割合、今の契約基準に基づく買電先からの電力供給での削減割合を最低限の値として示し、例えば再エネの買い取りを進めれば上積み出来るなどが明示されるような記載をしていただきたい。</p> <p>建替え後の建物はおそらく2050年まで使われるイメージがあり、相当に削減する必要があると思うので、できるだけ効率性を上げていただきたい。</p> | <p>電気の需給契約は法令に基づく環境配慮型契約で行っており、必ずしも係数の低いところと契約できるとは限らず、約束できないところを了承いただきたい。</p> <p>3%の削減率については、王子工場全体のCO₂排出量に対する削減予測となっている。</p> <p>残置する建物からのCO₂排出量は変わらず、それが工場全体の排出量のおよそ5割を占めている。</p> <p>また、今回の建替え建物については、生産量は変わらないため生産に係る排出量は変わらず、削減対象となるのは、建物の供用に係る排出分だけとなる。建替え建物はもともと工場全体の排出量の2割程度であることから、工場全体での排出量削減率では3%となってしまう。</p> <p>単純に建物だけで試算すると14%程度の削減率となる。</p> <p>【回答補足】</p> <p>現王子工場からのCO₂排出量のうち、(a)残置する建物からの排出量（生産に係る排出量+建物の供用に係る排出量）が約5割、(b)建替えにより解体する建築物の生産に係る排出量が約3割、(c)解体する建築物の「建物の供用に係る排出量」が約2割となっている。</p> <p>工事完了後の工場からのCO₂排出量は、(a)残置する建物からの排出量、(b)計画建築物の生産に係る排出量、(d)計画建築物の「建物の供用に係る排出量」の合計である。</p> <p>(a)と(b)は将来も現在と変わらない想定とする。</p> | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|--|--|-------------|
| | | | <p>評価書案では、現王子工場からの排出量に対する削減率として $(c-d)/(a+b+c)$=約3%と予測した。</p> <p>建替える建築物だけで試算すると $(c-d)/c$=14.6%である。</p> <p>なお、本計画では、主要生産設備の台数は減少するが効率的に稼働させることで生産量は変えない計画である。また、基本的に生産設備は現工場のを移設し継続使用する計画である。</p> | |
| その他 | 1 | <p>建物最高高さの変更に係る経緯について、地元への説明を行いながら進められたと思うが、説明時の雰囲気などを教えていただきたい。</p> | <p>住民説明会において日影の高さ方向の質問もあり、質問頂いた住民の方々について個別の説明会を開催している。説明会については繰り返し開催している。</p> | 11/24部会にて回答 |

「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 7 月 20 日に「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

騒音・振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近となることから、防音シート等の採用や建設機械の配置、台数を詳細に検討するなど環境保全のための措置を徹底し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

【土壌汚染、廃棄物 共通】

本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしている。

工事の施工に際しては、掘削時の拡散防止等十分な環境保全措置を講じること。また、事後調査において汚染状況、周辺環境への影響及び対策実施状況について詳細な報告を行うとともに、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について報告すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 7 月 20 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 8 月 20 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申（予定） |

※都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されなかった。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|------|----|--|---|--------------------------------|
| 大気汚染 | 1 | (3地区共通 北地区質疑応答) 3事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよいか。 | 例えば工事用車両では、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでいる。新橋の計画ではアセスメントが公開されているので、それを反映させている。また、北地区のⅡ期工事のときには中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。 | 11/24 部会にて回答 総括審議事項へ |
| | | その上で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働の寄与率が高く、環境基準も超えているという結果が出ている。ほかの事業も加わってくれば、かなりインパクトとして大きくなるのかというのが想像できる。あとは、そこを通行されている方とかの人数が多いと思うので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあると感じた。そういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、御見解をお聞かせいただきたい。 | 建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しては、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整するということになると思っている。 保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていかねばいけないと思っている。 | |
| 大気汚染 | 2 | (3地区共通 北地区質疑応答) 歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしい。 | 歩行者を中心に大気汚染に関することを保全するという点について、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている。 | 11/24 部会にて回答 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----------|----|--|---|-------------|
| 大気汚染 | 3 | (3地区共通 中地区質疑応答) 複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まる。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、スケジュール上ほぼ同じくらいの時期になる。北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているが、中地区は一体で入口も西側から1本でずっと入り続けるので、インパクトの継続性というのも考えなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか。 | 予測で示したとおり、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化でピークをどれだけ抑えられるかが1つ。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させるということになっていくと思われる。事業者側のほうでも意識を持っているので、アセス図書に書かれてある保全措置についてしっかり行っていく。 | 11/24部会にて回答 |
| 大気汚染 | 4 | (3地区共通 北地区質疑応答) 大気汚染のほうでより問題なのは、多分、建設機械の稼働に伴う排出量のほうだと思われる。こちらは特に環境基準を超えていて、寄与率が高い。事後調査で予測とは違ったときに、他の事業が重なっていたなどを書いていくのは大切かと思われる。 | 事後調査のときにはしっかり書いていく。 | 12/17部会にて回答 |
| 大気・騒音振動共通 | 1 | (3地区共通 中地区質疑応答) 連携会議の3事業者間で情報共有とか調整をするということだが、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されているか。 特にこの3事業者間での連携はとても大事なので、環境保全の措置として、その役割とか、その在り方とかもきちんと説明したほうがよい。 | 連携会議という書き方ではないが、地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で書いている。 さらにどのような内容をどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していく。 | 11/24部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|--|--|------------------------|
| 騒音・振動 | 1 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっている。どの箇所からの音が対象になって苦情、意見が出るかというのは、分からない。</p> <p>この3事業者が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業者が連携して対応しますとかという真摯な対応を取ると、苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思うので、ぜひお願いしたい。</p> | <p>窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのかは、施工者が決まってみなければ分からないが、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携はしていく。</p> <p>その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている。(評価書案、北地区、騒音・振動は160ページ。)</p> | 11/24部会にて回答 |
| 騒音・振動 | 2 | <p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>北地区は、令和6年開始と書いているが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期も、ほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分に調整していただきたい。</p> | 調整していく。 | 11/24部会にて回答 総括審議事項へ |
| 風環境 | 1 | <p>対策などを施すことによって改善された地点があるが(評価書案225ページ)、C領域が残っているため、こういったところに対する配慮をさらに進めることはできないか。</p> <p>また、対策を見ると、すぐ近くの防風植栽を2本だけ立てるということだが、単発的にある植栽は先々維持できるのか。</p> | <p>防風対策後も領域Cが残っているが、現状では計画のボリュームあるいは細かいところの外構などがまだ最終段階のものではないため、今後も風の対策については検討していく。これで終わりではない。</p> <p>どの部分に植栽等防風対策を施すと効き目があるのかということを示すために、今回、部分的に植栽を反映させて風を落としているが、実際はこれ以外にもいろいろな植栽をやっていく。かつ、常緑樹だけではなくて落葉樹も植栽していくため、防風対策上はピンポイントで、一番よく効くところに置いているが、実際はそれ以上の植栽をやっていき、それらの植栽の維持管理をきちんとやっていく。</p> | 12/17部会にて回答 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|----|--|---|-----------------------------------|
| 景観 | 1 | <p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>3つの開発の連携の話などがあつたが、中地区と南地区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインもほとんど同じようなものなので、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象である。</p> <p>通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。</p> | <p>各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、例えばファサードデザイン、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについて各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。</p> | <p>11/24部会にて回答</p> <p>総括審議事項へ</p> |
| | | <p>外部の方々に見せて御意見を伺うことなどはあるのか。</p> | <p>この案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手続きに乗った中で調整が図られると思う。</p> | |
| 史跡・文化財 | 1 | <p>史跡・文化財について、これまでのところしっかりした対応を取られていると認識している。帝国ホテルのところは以前に現在の東京国立博物館の前身の事務局がおそらく置かれていたであろうところであり、近代史で非常に重要な場所である。近代史の時代の歴史観を、その地域、地域で地点に残していくというような活動が既に周りの場所でされている。例えば、今後、計画の中にそういう地域の記憶を取り込んでいくような計画があるか聞かせいただきたい。</p> | <p>史跡・文化財というと江戸時代以前が主になっているが、近代以降もいろいろな歴史的な重要な場所だという認識はあるため、アセスメント図書の中でどういことを書いていくのか工夫はできると思われる。</p> | <p>12/17部会にて回答</p> |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|---|---|-------------|
| その他 | 1 | (3地区共通 北地区質疑応答) 北地区、中地区、南地区とも関係することで、日比谷公園から見ると3件の事業が一緒になって見えるだろうという都民の御意見はもともとだと思われる。事業者同士での事業計画の調整などの仕組みはあるのか。 | 本事業は、事業者も敷地も確認申請等々も異なるので、別アセスとして進めているが、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体はある。アセスだけではなく、建築や都市計画も話し合う会議体なので、1地区だけではなくかなか対応ができないようなところも、3地区連携して、アセスも調整していくものと考えている。 | 11/24部会にて回答 |
| その他 | 2 | 工事車両の関係で、中地区、南地区に比べて右折車両が多いように感じるが、こういう形で行わざるを得ないということか。 | 現時点ではそういった計画になる。右折に関しては、歩行者と交錯する部分は交通整理員を常時つけて安全性の確保はしていくが、今後、施工者が具体的に決まって、工事ルート、車両の走行経路等が変わって、予測台数が大きく変われば、変更届で対応していく。 | 11/24部会にて回答 |
| その他 | 3 | 複数事業の影響は、アセスメントの制度で今後必要な課題と思われる。東京都の案件は起きやすいと思っており、すぐ解決できない部分かもしれないが、今のところは事後調査でカバーできていて、事後調査しながら、必要に応じて環境対策を強化していくことは思われる。 1点、単なる希望だが、そういった課題意識を持っている研究者などの検討のために、この事業だったらどうなのかなど、可能な限りで予測で使ったデータの提供をいただいで複数事業の影響の検討にも協力していただけたら、また一歩進むと思われる。 | 北地区、中地区、南地区と実際工事が動き出した際には、当然お互いの工事に関する情報提供ということはしていく。今回はアセスメントなので、その中でどこまで公表できるかというのは、その時々判断だと思うが、可能な限りそれぞれの地区で共有して、事後調査報告書に掲載し、公開していくということが基本なので、その方針で進めていきたい。 | 12/17部会にて回答 |

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても昼間・夜間共に環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 6 月 29 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 9 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申（予定） |

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|------|----|--|--|--------------------------------|
| 大気汚染 | 1 | (3地区共通 北地区質疑応答) 3事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよいか。 | 例えば工事用車両では、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでいる。新橋の計画ではアセスメントが公開されているので、それを反映させている。また、北地区のⅡ期工事のときには中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。 | 11/24 部会にて回答 総括審議事項へ |
| | | その上で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働の寄与率が高く、環境基準も超えているという結果が出ている。ほかの事業も加わってくれば、かなりインパクトとして大きくなるのかというのが想像できる。あとは、そこを通行されている方とかの人数が多いと思うので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあると感じた。こういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、御見解をお聞かせいただきたい。 | 建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しては、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整することになると思っている。 保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていかねばいけないと思っている。 | |
| 大気汚染 | 2 | (3地区共通 北地区質疑応答) 歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしい。 | 歩行者を中心に大気汚染に関することを保全するという点について、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている。 | 11/24 部会にて回答 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----------|----|--|---|-------------|
| 大気汚染 | 3 | (3地区共通 中地区質疑応答) 複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まる。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、スケジュール上ほぼ同じくらいの時期になる。北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているが、中地区は一体で入口も西側から1本でずっと入り続けるので、インパクトの継続性というのも考えなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか。 | 予測で示したとおり、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化でピークをどれだけ抑えられるかが1つ。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させるということになっていくと思われる。事業者側のほうでも意識を持っているので、アセス図書に書かれてある保全措置についてしっかり行っていく。 | 11/24部会にて回答 |
| 大気汚染 | 4 | (3地区共通 北地区質疑応答) 大気汚染のほうでより問題なのは、多分、建設機械の稼働に伴う排出量のほうだと思われる。こちらは特に環境基準を超えていて、寄与率が高い。事後調査で予測とは違ったときに、他の事業が重なっていたなどを書いていくのは大切かと思われる。 | 事後調査のときにはしっかり書いていく。 | 12/17部会にて回答 |
| 大気・騒音振動共通 | 1 | (3地区共通 中地区質疑応答) 連携会議の3事業者間で情報共有とか調整をするということだが、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されているか。 特にこの3事業者間での連携はとても大事なので、環境保全の措置として、その役割とか、その在り方とかもきちんと説明したほうがよい。 | 連携会議という書き方ではないが、地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で書いている。 さらにどのような内容をどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していく。 | 11/24部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|---|--|------------------------|
| 騒音・振動 | 1 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっている。どの箇所からの音が対象になって苦情、意見が出るかというのは、分からない。</p> <p>この3事業者が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業者が連携して対応しますとかという真摯な対応を取ると、苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思うので、ぜひお願いしたい。</p> | <p>窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのかは、施工者が決まってみなければ分からないが、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携はしていく。</p> <p>その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている。(評価書案、北地区、騒音・振動は160ページ。)</p> | 11/24部会にて回答 |
| 騒音・振動 | 2 | <p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>北地区は、令和6年開始と書いているが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期も、ほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分に調整していただきたい。</p> | 調整していく。 | 11/24部会にて回答 総括審議事項へ |
| 騒音・振動 | 3 | <p>特にこの中地区は両側に工事区を抱えた一番対策の厳しいところだと思われる。</p> <p>コンターを見ると、北は2年遅れての開始になり、単独工事の色合いが強いが、前回も指摘したように、中と南は同時進行で、かつ、中のコンターが、特に日比谷公園に被る部分が非常に広範囲に被っている。基準を超えとかそういう話ではないが、例えば建設工事騒音の60dBのラインをもし引いたとすると、かなりの範囲が含まれて、さらにそれに南の影響がかぶさってくるような形になる。隣の建物の反射とかの影響を単独で対策するのも難しいので、連携の中で中地区が一番厳しいのかと思っている。ぜひうまく調整していただきたい。</p> | <p>確かに両地区に挟まっている地区のため、お互いの地区、隣地境界で接していて、北、中、南の計画地外に対する影響が重なるということに対しては、きちんと連携して、周辺に対する騒音に関して、防音対策等々を検討していこうと思っている。ただ、まだ施工者が決まっていない状況であるため、アセス図書に書いてある環境保全措置を徹底するように指導していくということになる。</p> | 12/17部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|---|---|--------------------------------|
| 風環境 | 1 | 「風環境」の建設後の評価書を見ますと、北地区と南地区の対策後というデータとして示しているのと同じということがあるだけで、中地区として特に対策はしていないというように読めてしまう。中地区の西あるいは東側には領域Cに入っているところはないが、例えばもうちょっと南のところ、日比谷通り沿いのところなどは中地区の建物からの影響の可能性もあるので、こちらも先ほどの北地区のときに伺ったとおり、全体的に様々な対策など、形状なども含めた検討の中において、中地区としての改善の余地もあるのかということなどを今後も検討を進めていただきたい。 | 領域Cが中地区の中、直近のところを出ていなかったため、防風対策としては示していないということだが、実際はいろいろ風環境に配慮した検討をずっと評価書案を出す前までして、植栽関係もかなり行っている。ピンポイントで領域Cを領域Bにするために植えているとかいうことではないが、実際はかなりの植栽の量を、常緑、落葉も含めて、風環境に資するような緑化計画を検討している。 | 12/17 部会にて回答 総括審議事項へ |
| 風環境 | 2 | 中地区から日比谷公園に渡るデッキは点線だけで表現されているが、どんな状況になるかなどの検討はされているか。かなり人通りが多くなる場所になると思うので、相応の配慮が必要な場所と思われる。 | 中地区から日比谷公園に延びるデッキは、この時点では具体的な位置や形はまだ定かでないため、風洞実験の中で測定点を取っていないが、竣工までに十何年もあるので、その途中でデッキの詳細等々の形状が公開されたら、風洞実験で測定点を取るなどの検討をする準備はある。 | 12/17 部会にて回答 |
| 景観 | 1 | (3地区共通 中地区質疑応答) 3つの開発の連携の話などがあつたが、中地区と南地区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインもほとんど同じようなものなので、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象である。 通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。 | 各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、例えばファサードデザイン、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについて各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。 | 11/24 部会にて回答 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|----|---|--|-------------|
| | | 外部の方々に見せて御意見を伺うことなどはあるのか。 | この案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手続きに乗った中で調整が図られると思う。 | |
| 史跡・文化財 | 1 | <p>日比谷公園内のデッキの延びていく先は公園内で、あまりこれまでは活発な土地利用をおそらくされていないために、基礎部分のところにかかってくるところが遺跡におそらく該当していくのであろうと思われる。ここについては特に丁寧に遺跡についての対応をお願いしたい。</p> <p>それから、市政会館も近代の重要な遺産であるということで、都民からの声ということで御指摘を受けていると思われる。そこも含めて説明する必要があると考えている。</p> | 現時点で、大体の場所は示されているが、まだ公園の具体的な計画がはっきりしていない、施工者等もはっきりしていない。かつ、公園の部分は今回の事業者の敷地外であるというところからコントロールするのは難しいが、こちらの事業者としてできることは、公園の関係部局と連携しながら、遺跡や公園について詰めていくことになるとは思われる。今後、事後調査で公開できることについては記載していく。 | 12/17部会にて回答 |
| その他 | 1 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>北地区、中地区、南地区とも関係することで、制度上こういうものだという事は理解しているが、日比谷公園から見ると3件の事業が一緒になって見えるだろうという都民の御意見はもともとだと思う。事業者同士の事業計画の調整などの仕組みはあるのか。</p> | この事業は、事業者も敷地も確認申請等々も異なるので、別アセスということで進めさせていただいているが、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体はある。アセスだけではなく、建築や都市計画も話し合う会議体なので、1地区だけではなかなか対応ができないようなところも、3地区連携して、アセスも調整していくものと考えている。 | 11/24部会にて回答 |
| その他 | 2 | <p>熱源計画について、北地区は中地区と連動して熱源施設を造る、南地区は南地区だけで熱源施設を造るという、そういった理解でよいか。</p> <p>都市ガスを熱源とする場合には東京都の条例でやっているエネルギーの有効利用計画制度を使い、地域指定をして、地域エネルギーのマネジメントシステムを導入するといった理解でよいか。</p> | 中地区でDHCの熱源を造り、南と北に提供するという形を予定している。エネルギーの有効利用計画制度などについては基本的にはそのように考えてもらって良い。 | 11/24部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|---|---|-------------|
| その他 | 3 | <p>都民の意見を見ると、ヒートアイランド現象の話が出てくる。確かにヒートアイランドは、ビルの密集によって風通しが悪化することによっても起こるとよく知られている。事後調査の課題になるかと思われるが、日比谷公園内ではいろいろと測られるため、そこでヒートアイランドに対しても、どういった影響があるのかということを事後調査で明らかにすると非常にありがたい。</p> | <p>ヒートアイランドは確かにアセスの中の予測評価項目にないが、いろいろなことは今後検討していくことになる。アセスの中で書いていくか、あるいはどこまで表現するのは今後の課題と思っている。</p> | 12/17部会にて回答 |

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 6 月 29 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 9 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申（予定） |

※都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されなかった。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|------|----|--|---|-----------------------------------|
| 大気汚染 | 1 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3事業が似たようなスケジュールで行っていく中で、新橋の計画は入れているが、それぞれの計画は見込んでいないという整理の仕方という理解でよいか。</p> | <p>例えば工事用車両では、周辺の供用後の大規模開発で情報が公開されているものは見込んでいる。新橋の計画ではアセスメントが公開されているので、それを反映させている。また、北地区のⅡ期工事のときには中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。</p> | <p>11/24部会にて回答</p> <p>総括審議事項へ</p> |
| | | <p>その上で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働の寄与率が高くて、環境基準も超えているという結果が出ている。ほかの事業も加わってくれば、かなりインパクトとして大きくなるのかというのが想像できる。あとは、そこを通行されている方とかの人数が多いと思うので、保全対象としてはそういったところになってくる可能性もあると感じた。こういったところに重みづけをして今後対策を行っていかねばいけないのかと感じられているか、御見解をお聞かせいただきたい。</p> | <p>建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分を特に注意する方向で考えている。隣の街区に対しての最大着地濃度が出ている部分に関しては、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、施工者が決まった後に、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整することになると思っている。</p> <p>保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていかねばいけないと思っている。</p> | |
| 大気汚染 | 2 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>歩行者にとっても、大気汚染の濃度が高く寄与率も高いということであると、やはり不安を感じたりするかもしれないので、その辺は考慮してほしい。</p> | <p>歩行者を中心に大気汚染に関することを保全することについて、最大着地濃度が歩道の近くに出ているので、注意しなければいけないと考えている。</p> | <p>11/24部会にて回答</p> <p>総括審議事項へ</p> |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----------|----|--|---|-------------|
| 大気汚染 | 3 | (3地区共通 中地区質疑応答) 複数の事業を行う中で、全体計画を見ていくと、まずは中地区、南地区の解体から始まって、2年遅れで北地区のⅠ期が始まる。その北地区の出来上がりの中地区、南地区の出来上がりが、スケジュール上ほぼ同じくらいの時期になる。北地区はⅠ期、Ⅱ期というふうに分けて行っているが、中地区は一体で入口も西側から1本でずっと入り続けるので、インパクトの継続性というのも考えなければいけないと思われるが、事業者の認識はどうか。 | 予測で示したとおり、中地区と南地区の工事のピークは比較的近いところにある。工事の平準化でピークをどれだけ抑えられるかが1つ。もう1つは、各建設機械なり工事用車両の運用でアイドリングストップなどを施工者に徹底させるということになっていくと思われる。事業者側のほうでも意識を持っているので、アセス図書に書かれてある保全措置についてしっかり行っていく。 | 11/24部会にて回答 |
| 大気汚染 | 4 | (3地区共通 北地区質疑応答) 大気汚染のほうでより問題なのは、多分、建設機械の稼働に伴う排出量のほうだと思われる。こちらは特に環境基準を超えていて、寄与率が高い。事後調査で予測とは違ったときに、他の事業が重なっていたなどを書いていくのは大切かと思われる。 | 事後調査のときにはしっかり書いていく。 | 12/17部会にて回答 |
| 大気・騒音振動共通 | 1 | (3地区共通 中地区質疑応答) 連携会議の3事業者間で情報共有とか調整をするということだが、その枠組みというのはこの評価書案の中で記載されているか。 特にこの3事業者間での連携はとても大事なので、環境保全の措置として、その役割とか、その在り方とかもきちんと説明したほうがよい。 | 連携会議という書き方ではないが、地区間で調整していくことは評価書案の大気汚染と騒音・振動のところの保全措置の中で書いている。 さらにどのような内容をどこに書くのかということも含めて、評価書に向けて調整していく。 | 11/24部会にて回答 |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|--|---|------------------------|
| 騒音・振動 | 1 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>3地区は全てにおいて工事用車両や工事の時期がかなりの部分で重なっている。どの箇所からの音が対象になって苦情、意見が出るかというのは、分からない。この3事業者が連携を取って、音・振動に対する窓口を設けるということは可能か。できれば、3事業者が連携して対応しますとかという真摯な対応を取ると、苦情等も減るし、音に対する対策にもなると思うので、ぜひお願いしたい。</p> | <p>窓口を一本化するのか、それとも3つに分けるのかは、施工者が決まってみなければ分からないが、仮に3つにしたとしても、ある程度の情報連携はしていく。その旨は評価書案の保全措置の最後のところに、調整、連携していくと書いている。(評価書案、北地区、騒音・振動は160ページ。)</p> | 11/24部会にて回答 |
| 騒音・振動 | 2 | <p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>北地区は、令和6年開始と書いているが、中地区と南地区は令和4年ということで、ほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、工事騒音が最も大きくなる時期も、ほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分に調整していただきたい。</p> | 調整していく。 | 11/24部会にて回答 総括審議事項へ |
| 風環境 | 1 | <p>改善がされていなかったというポイントがあったようですので、これも引き続き御検討されているとは思いますが、しっかりと御検討していただきたい。</p> | <p>確かにCが残っているところがあるが、風洞実験の際にはボリュームで示しているが、今後、低層部のいろいろな部分の詳細が決まってきたら、どこかのタイミングで風洞実験を回すことになる。検討は今後も続けていく。</p> | 12/17部会にて回答 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|--|---|-----------------------------------|
| 景観 | 1 | <p>(3地区共通 中地区質疑応答)</p> <p>3つの開発の連携の話などがあつたが、中地区と南地区は高さも同じで、イメージ図で見るとファサードデザインもほとんど同じようなものなので、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象である。</p> <p>通常この手のマッシブな建物を造るときには、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。</p> | <p>各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、例えばファサードデザイン、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについて各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。</p> | <p>11/24部会にて回答</p> <p>総括審議事項へ</p> |
| | | <p>外部の方々に見せて御意見を伺うことなどはあるのか。</p> | <p>この案件は東京都の景観条例の対象案件になっているので、条例の手続きに乗った中で調整が図られると思う。</p> | |
| その他 | 1 | <p>(3地区共通 北地区質疑応答)</p> <p>北地区、中地区、南地区とも関係することで、日比谷公園から見ると3件の事業が一緒になって見えるだろうという都民の御意見はもともとだと思われる。事業者同士での事業計画の調整などの仕組みはあるのか。</p> | <p>本事業は、事業者も敷地も確認申請等々も異なるので、別アセスとして進めているが、この3事業者が連携しながら調整していくという会議体はある。アセスだけではなく、建築や都市計画も話し合う会議体なので、1地区だけではなくなかなか対応ができないようなところも、3地区連携して、アセスも調整していくものと考えている。</p> | <p>11/24部会にて回答</p> |
| その他 | 2 | <p>南地区の熱源計画で施設の稼働に伴って二酸化窒素の大気中の濃度の予測方式が資料編 79 ページに書かれているが、これは何の熱源施設の予測式なのかが分からない。北地区も、資料編を見ると、同じように中地区の予測方式そのままが載っているがなぜか。</p> | <p>DHCの熱源施設については、中地区のみの整備ということが正しい。南地区のほうでも地域冷暖房についての記述があるが、これは中地区のほうから供給を受けるといことで、この地区で地域冷暖房を行っていきますということだが、この書き方だと誤解を受けるので、しっかり分かるように修正したい。</p> | <p>11/24部会にて回答</p> |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|--|---|-------------|
| その他 | 3 | 南地区に関しては、内幸町駅と接続するような記載がある。実際、どのような形で接続されるのか御説明いただきたい。 | 接続する計画はあるが、詳細についてはこれからの検討なので、この評価書案で示させていただいている断面図ぐらいの精度しかない。完成した後は、事後調査報告書として提出する。 | 11/24部会にて回答 |
| その他 | 4 | 「計画建築物の概要」として北地区、中地区と同様な記載の表がある、南地区だけが43階になっており、北地区、中地区は46階になっていて、最高高さはそれぞれ一緒に、230mとなっている。この違いについて、説明いただきたい。 | 中地区と北地区は、230mで高さは同じなのだが、別計画のため階高とかいろいろなものが違っている。そのため南地区は少し階数が多い計画になっている。 | 11/24部会にて回答 |

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」に係る環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|-------------|
| 審議会 | 令和 3年 6 月 29 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 3年 9 月 28 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 3年 11 月 24 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 3年 12 月 17 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 4年 1 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 4年 1 月 25 日 | ・答申（予定） |

※都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されなかった。

第二部会 審議資料

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

| | |
|-----------|------|
| 都民からの意見書 | 9 件 |
| 関係区長からの意見 | 3 件 |
| 合 計 | 12 件 |

2 都民からの主な意見

1 評価項目に関する意見

(1) 大気汚染、温室効果ガス

- ・大気汚染、温室効果ガスは、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられるため、予測評価項目として選定すべき。また、工事完了後には鉄道車両走行による鉄粉の影響も考えられるため、大気汚染を予測評価項目に選定すべき。

(2) 騒音・振動

- ・工事用車両の走行による影響については選定しないとされているが、影響が少しでも出ると想定される項目については予測評価項目として選定すべき。
- ・東海道線接続区間から大汐線改修区間にかかる付近においては、新幹線と新幹線引き込み線が稼働しており、羽田空港アクセス線が開設されると、騒音・振動について大きなものになることを心配している。羽田空港へ着陸する航空機の騒音も受けており、総量としての騒音・振動は大きいと思っている。羽田空港アクセス線に伴う、航空・鉄道等を含む最大値での予測データの開示と、なお一層の騒音・振動の軽減を求める。
- ・予測地点（T-7）における地上高 15m の予測結果は、昼間 62dB・夜間 57dB となっており、「新線の基準」（昼間 60dB、夜間 55dB）を満たすものではないと考える。地上付近（地上 1.2m）の予測だけでなく、マンションの個室（地上約 16m 近辺）における騒音・振動の影響を評価し、対策等を検討いただき

たい。

- ・予測地点 T-4 は曲線部に位置し鋼桁橋であるため、転動音や構造物音の発生等、直線部や鉄筋コンクリートラーメン橋と比較してより大きな騒音が想定されることから、騒音値が過小に算出されていると言える。分岐器の通過による騒音の影響や、新幹線引上げ線の影響も考慮されていない。羽田空港アクセス線単体のみならず新幹線引上げ線と合わせた評価も実施されるべき。予測結果は過小に算出されていることが危惧されるので、評価の再実施を求める。
- ・並行して走っている新幹線引上げ線の騒音に悩まされており、これ以上の鉄道騒音の増加は到底許容できない。住民への説明を頻繁に行い、ロングレールの採用や防音壁の設置等、責任をもって進め、トンネル状の防音壁を是非、考慮いただきたい。
- ・環境影響評価書案に記載の防音壁の設置、消音バラストの散布、ロングレールの採用、レールの重量化を若潮橋梁付近でも必ず実施し、騒音の低減に尽力して欲しい。工事完了後も、適切な地点で定期的な鉄道騒音調査を実施して欲しい。
- ・マンション居室のベランダ 3 ヶ所においてスマートフォンアプリを使用し、現在の騒音の状況について合計 10 回調査を行った結果は、平均 57～61dB（最小 38～50dB、最大 71～121dB）、平均 60dB（最小 38dB、最大 73dB）、平均 61.88dB（最小 37dB、最大 73dB）であり、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針における新線の基準」（昼間 60dB、夜間 55dB）を超える可能性があると推測する。騒音予測地点は最も近い地点でも当マンションから数百メートルも離れており、当マンション周辺の騒音の実態を正確に反映したものではないと考える。騒音による健康被害、資産価値下落、建設作業による騒音・振動等を懸念しており、事業の見直し、当団体の意見反映、防音措置の追加、金銭補償等を求める。

(3) 地盤・水循環

- ・城南島は地盤沈下しており、本事業によって地盤沈下が進むのではないかと危惧している。現在までの沈下速度と事業後の沈下速度を提示いただきたい。万が一、地盤沈下が生じた際、どのように対処して貰えるのか教えて欲しい。

(4) 生物・生態系

- ・東京港野鳥公園付近は、都心では極めて貴重な自然環境が保全されており、この付近で立坑及び開削工事が行われる。大田区長からは調査計画書に関する意見も提出されており、予測評価項目として当然選定すべきで除外は許されない。項目選定から除外されたことは意見と逆行しており、不誠実である。
- ・既設線改良の行われる東京貨物ターミナル付近には、東側にみなとが丘ふ頭公園、西側に中央海浜公園なぎさの森や東海ふ頭公園、森ヶ崎水再生センターの鳥類屋上営巣地があり、本事業によって東西の緑地が分断されれば、鳥類等の移動ルートや繁殖行為にも影響の出る恐れがあり、工事が区域外への影響を及ぼすことを考慮した予測評価が必要である。

(5) 自然との触れ合い活動の場

- ・東京港野鳥公園前の道路が工事用車両走行ルートとなっており、工事による影響が考えられること、東京貨物ターミナル付近の公園緑地が東西に分断されることによって人の利用にも影響が出る恐れがあることから、予測評価項目に選定すべき。

(6) 廃棄物

- ・建設発生土、建設泥土の発生量の予測は行われているが、敷地内再利用量、搬出量、搬出处分先の候補地、運搬車両台数の予測結果を示すべき。

2 その他（事業計画等）

- ・受忍できる程度の騒音に反感を持つのは、羽田空港アクセス線が住民にとって利用機会のないものだからだ。途中駅を設置して地元住民が利用できるようにすれば騒音に対する不満は解消されるだろう。

3 関係区長からの意見

【港区長】

(1) 総論

- ・環境影響評価書を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- ・計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応してください。

(2) 各論

1) 工事計画

- ・建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じるとともに、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- ・特定建設作業実施届出など必要な事前届出してください。
- ・工事車両等による、大気汚染、騒音、振動等が環境基準を上回ることはないよう、一層の低減に努めてください。
- ・工事車両の出入口が想定されている田町駅付近 No. 1～No. 3 について、出入りの際に、徐行を含めた交通安全の徹底を図るとともに周辺住民等への丁寧な説明に努めてください。
- ・地域において、本路線と既存の電車や新幹線などの、複合的な騒音に関する不安の声があり、供用開始後、鉄道の騒音、振動について、法令の基準を上回らないよう努めるとともに、引き続き低減に向けた検討とその対策を確実に実行し、地域の理解と協力が得られるよう最大限努力してください。

2) 史跡・文化財

- ・本事業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である品川台場（第一）に該当し、高輪築堤跡及び雑魚場跡に隣接します。品川台場（第一）については、既存高架橋を用いた計画となっておりますが、改修等で大きく現況を改変する場合は、港区教育委員会及び品川区教育委員会と協議してください。
- ・高輪築堤跡遺跡及び雑魚場跡遺跡隣接地については、近代の鉄道用海上築堤及び江戸時代の貝塚が発見される可能性が高い場所であるため、港区埋蔵文化財取扱要綱に基づき、埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査の実施を指導する場所になりますので、事前に港区教育委員会と協議してください。

3) その他

- ・事業区間の起点付近には、港区立本芝公園があることから、同公園への影響について、区と事前に詳細な協議を実施するとともに、公園、雑魚場架道橋の利用者に対する事前周知、説明を丁寧に実施してください。

【品川区長】

(1) 環境全般

工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力してください。特にシールド工事については、周辺への陥没等の影響を及ぼさないよう留意願います。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応してください。

(2) 騒音・振動

1) 工事の施工中

- ・騒音・振動の予測値が規制基準値に近い作業があるので、関係法令の基準を遵守するとともに、低騒音・低振動型の建設機械・工法の採用を図り騒音・振動の低減に努めてください。
- ・夜間を含めた作業期間や時間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮してください。

2) 工事の完了後

- ・本評価書案において実施された高さ方向の鉄道騒音予測結果によると、予測地点 T-9 では、1.2m 高さにおいては評価の指標を満足すると結論付けられましたが、10.0m、15.0m 高さにおいては昼間・夜間ともに同指標を大きく上回っています。当該地点は中高層の住宅等に近接しており、供用開始後の鉄道騒音による環境影響が懸念されます。さらなる環境対策を講じ、住居等近隣受音点への環境影響を低減してください。

(3) 史跡・文化財

- ・埋蔵文化財包蔵地「品川台場（第一）」について、「既設高架橋上の既設線路等を改修する区間であり、土地の改変を行う計画ではない」と記載がありますが、具体的にどのような改修を計画しているか明らかにし、該当区間の工事に「土木工事」が含まれないことを明確にしてください。
- ・工事計画に変更が生じた場合、品川区教育委員会へ速やかに報告し、協議してください。

【大田区長】

(1) 騒音・振動

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動については周辺環境に及ぼす影響が小さいため評価項目として選定しないとなっている。しかし、環境影響評価の考え方は、少しでも影響があると想定される項目について影響を科学的に正確に

把握し評価するものである。増加割合は評価調査計画書段階では3%だったが、評価書案では1.4%と減少している。しかし、羽田空港新駅（仮称）付近0.5%から1.3%とむしろ増加している。影響が少ないので選定しないのではなく、選定した上で影響がないこと調査し評価すること。

低周波に関しては、適切な対策を講じるから評価項目としないということでは理解できない。環境保全対策を具体的に示し、評価すること。

建設工事による振動についても評価が必要と考える。京浜島は工場が密集しており、ナノテクノロジー等の超精密加工工場も多い。建設機械の稼働だけでなく、シールド工事による影響についても評価していただきたい。

また、工事完了後における、換気施設等の影響についても調査すること。

(2) 大気汚染

工事に伴う粉じん等、工事用車両の走行と建設機械の稼働等に伴う大気汚染について、影響が小さいから選定しないのではなく、評価項目として選定して影響が小さいことを示していただきたい。また、大田区では平成30年11月より羽田五丁目に羽田自動車排気ガス測定局を新設し測定を開始している。工事車両通行ルート沿いでもあるので、その結果も今後の評価に使用すること。

(3) 水質汚濁

工事で発生する濁水等を工事区域内で処理し、「下水道法」及び東京都下水道条例で定められた水質基準以下とした後、下水道に放流するから水質汚濁に影響を及ぼさないというだけでは理解できない。汚染濃度の確認方法、汚染が確認された場合の処理方法等を明示して、水質汚濁に影響を及ぼさないことを示していただきたい。

(4) 温室効果ガス

温室効果ガスについては、環境影響評価項目とされていないが、今般「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、基本理念として「我が国における2050年までの脱炭素社会の実現」が明記され、温室効果ガス削減に向けた取組みの重要性が高まっている。

本事業については、工事期間中における工事車両の運行・稼働等による一時的な温室効果ガスの発生、また、工事完了後においても、駅施設の運用・車両の運行等に伴う、電気・ガス・燃料などエネルギーの使用による定常的な温室効果ガスの発生が見込まれる。

以上のことから、工事期間中から供用後において、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策に努めること。

(5) その他

廃棄物の中間処理施設である大田清掃工場は、収集・運搬や最終処分とともに清掃事業を構成する重要な機能を持ち、欠くことのできない施設である。

シールドトンネル工事に起因した地盤沈下により清掃事業の安定的継続を阻害しないように、評価書案に記載された対策に万全を期していただきたい。

また、将来、施設の耐用年数を迎え、建替え等の施設整備を行う場合においても、当該事業に影響が出ることのないように十分な対策をとっていただきたい。